

食品衛生法施行細則及び香川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成25年3月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

**香川県規則第29号**

食品衛生法施行細則及び香川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則  
(食品衛生法施行細則の一部改正)

第1条 食品衛生法施行細則(昭和32年香川県規則第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。)の施行について、食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号。以下「政令」という。)、食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。)及び食品衛生法施行条例(平成12年香川県条例第1号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(自動販売機を利用して行う営業等の特例)</p> <p>第4条 条例第5条の規則で定める営業は、次項第2号から第4号までに掲げる営業とする。</p> <p>2 次の各号に掲げる営業に係る条例第3条及び第4条の基準は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。)の施行について、食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号。以下「政令」という。)、食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。)及び食品衛生法に基づく公衆衛生上必要な基準に関する条例(平成12年香川県条例第1号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(自動販売機を利用して行う営業等の特例)</p> <p>第4条 条例第4条の規則で定める営業は、次項第2号から第4号までに掲げる営業とする。</p> <p>2 次の各号に掲げる営業に係る条例第2条及び第3条の基準は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

(香川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正)

第2条 香川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成18年香川県規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第2(第3条、第4条関係)</p> <p>1～4 略</p> <p>5 <u>食品衛生法施行条例</u>(平成12年香川県条例第1号)別表第1の第1の第6号(2)</p> <p>6～9 略</p>	<p>別表第2(第3条、第4条関係)</p> <p>1～4 略</p> <p>5 <u>食品衛生法に基づく公衆衛生上必要な基準に関する条例</u>(平成12年香川県条例第1号)別表第1の第1の第6号(2)</p> <p>6～9 略</p>

別表第4（第4条関係）

1～4 略

5 食品衛生法施行条例別表第1の第1の第2号(11)、第3号(2)並びに第8号(1)及び(3)

6・7 略

別表第4（第4条関係）

1～4 略

5 食品衛生法に基づく公衆衛生上必要な基準に関する条例別表第1の第1の第2号(11)、第3号(2)並びに第8号(1)及び(3)

6・7 略

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。